

防府市消防本部訓令で定める様式における敬称の取扱いの特例に
関する要綱

平成8年3月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市消防本部訓令で定める様式のうち、消防長が收受する文書に係るものであって、敬称を「殿」と定めているものにおける敬称の取扱いの特例を定めるものとする。

(敬称の取扱いの特例)

第2条 消防長が收受する文書にあって、様式中「防府市消防長 殿」とあるのは「(宛先)防府市消防長」と読み替えて適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年3月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際防府市消防本部訓令の規定により作成されている印刷物で、現に残存するものは、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年3月25日から施行する。
- 2 この要綱施行の際防府市消防本部訓令の規定により作成されている印刷物で、現に残存するものは、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。